平成 28 年 10 月 11 日

各 位

会　　社　　名　株式会社新日本科学
代　表　者　名　代表取締役会長兼社長　永田　良一
（コード番号：2395　東証第一部）
問　合　せ　先　総務人事統括部長　長利　京美
電　　話　（TEL：099-294-2600）

鹿児島県初！

“女性活躍推進法”に基づく認定制度「えるぼし」にて最高評価を取得

当社は、9 月 30 日、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法）」に基づく厚生労働大臣認定制度で、最高評価『えるぼし「3 段階目」』を取得しました。 本認定制度は、2016 年 4 月 1 日から施行された「女性活躍推進法」に基づき、厚生労働大臣が女性活躍推進に関する取り組みの実施状況等が優良な企業を認定するものです。「えるぼし」という言葉には、女性への「エール」と、そんな輝く女性が増えていくようにとの願いが込められています。鹿児島県の企業としては第 1 号の取得となります

当社の企業理念は、「わたしも幸せ、あなたも幸せ、みんな幸せ」というスローガンを掲げております。 すべての社員が、活き活きと輝きながら成長できて、その能力を十分に発揮できる企業風土を目指し、さまざまな取り組みを実施しております。 このような企業理念のもとに、当社は、子育て世代の女性がキャリアを断絶することなく活躍するために、現場の声を吸い上げ、適宜、問題点を検討し、解決策を実行してまいりました。

具体的には、先ず、2007 年 12 月に女性が結婚や出産によりやむなく退職する状況を改善したいとの思いから、「事業所併設託児所」を設置しました。開所当時 3 名だった幼児数はみるみる増え、4 年後には新築移転して定員を増員し、現在は 30 名ほどの幼児が職場近くの託児所で元気に遊んでいます。2009 年 2 月には、「育児短時間勤務制度」を子供が小学校就学前まで拡充し、 2014 年 7 月には、女性活躍推進を目的とした「働くなでしこ委員会」を社内に立ち上げ、より多くの女性社員の声を反映する基盤を作りました。 2015 年 4 月には、「半日有給休暇制度」を導入、2016 年 4 月には、育休から早期に職場復帰する社員のために「保育料補助制度」を導入しました。また、組織を超えた情報交換の場として、月に 1 回「ランチョンセッション」を開催し、学校や習い事における情報交換、子供の長期休暇の過ごし方等、種々のテーマについて、食事をとりながら自由に意見交換を行う機会を設けました。 このような取り組みを重ねた結果、女性が活躍できる環境が整い、退職率が男女ともに激減し、女性社員比率は過半数となり、女性管理職比率も 7.3%（2007 年）から 13.2%（現在）まで増加しました。

これらの実績は、厚生労働省の定める 5 つの評価項目である「採用」「就業継続」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」のすべての項目を満たし、認定段階のうち最高評価である 3 段階目「えるぼし」認定を受けることになりました。当社は、今後も女性を含むすべての社員がよりいっそう輝き活躍できる企業を目指し、ひいては近隣の企業へも女性活躍の輪が広がるよう取り組んでまいります。

【参考】

厚生労働省の発表では、平成 28 年 5 月 13 日現在、一般事業主行動計画策定届出企業（社員 301 人以上）13,087 社のなかで、36 社が「えるぼし」3 段階目の認定を受けています。

厚生労働省参考サイト　http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000123991.html

「えるぼし」認定企業は、国が公共調達で価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う時は、契約の内容に応じて加点評価されます。また、日本政策金融公庫が実施している「地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）」を利用する際には低利融資を受けることができます。

女性活躍推進法に基づく認定マーク「えるぼし」

「えるぼし」認定には、厚生労働省の定める５つの評価項目（「採用」「就業継続」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」）の基準を満たす項目数に応じて、３つの認定段階があります。

＜３段階目＞	＜２段階目＞	＜１段階目＞
５項目全て	５項目中３つ又は４つ	５項目中１つ又は２つ







厚生労働省「女性活躍推進法特集ページ」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html

以上